

関係各位

名寄市消費生活センター

## 息子をかたり「現金を用意して」との電話に注意！

12月に入り北海道内で、息子や孫を名乗る者から「カバンをなくしてしまい、責任を取るためにお金が必要だ。」等と言って現金を要求する電話が多発しています。

（北海道環境生活部より情報提供）

### 事例

12月19日旭川市内の90代男性宅に、長男を名乗る男から「空港に行く途中でカバンを落とした。職場の同僚の息子を家に向かわせる。現金を用意してほしい。」と電話があった。男性は500万円を用意し、自宅に来た男に渡してしまった。



### 消費者へのアドバイス

- 携帯番号が変わったと言っても、以前の電話番号にかけ直し真実かどうか確認する。
- 電話で息子や孫だと名のり、「至急お金が必要だ」と焦らす時は、信頼できる人に相談する。
- 知らない人物がお金を取りに来る話が出た時は、詐欺を疑いましょう。
- 知人、弁護士、会社の上司など名乗る人物が登場する手口もあります、焦らずに下記相談先に至急相談下さい。
- 不安な時・困った場合、消費生活センターか夜間や緊急時は警察相談ダイヤル（#9110）までご相談ください。

※12月19日～20日にかけて、旭川市内の80代女性宅にも同様の不審電話が入っています。

●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日